

会 議 録 (案)

会 議 の 名 称	令和5年度第3回茨木市地域福祉推進分科会
開 催 日 時	令和5年10月19日 (木曜日)
開 催 場 所	障害福祉センターハートフル 4階大会議室
議 長	津止会長
出 席 者	境田委員、塩見委員、青木委員 玉置委員、長田委員、入交委員
欠 席 者	田畑委員、小河委員、有明委員
事 務 局 職 員	森岡福祉部長、澤田福祉総合相談課長 肥塚地域福祉課長、莫根生活福祉課長、 石井福祉指導監査課長、 北川福祉総合相談課課長代理、長野地域福祉課課長代理、 山本地域福祉課主幹、山本地域福祉課推進係長
オブザーバー	福永地域福祉課長 (社会福祉協議会)
議 題 (案 件)	1. 総合保健福祉計画 (素案) について 2. 地域福祉計画・地域福祉活動計画 (素案) について
資 料	次第 資料1-1 茨木市総合保健福祉計画(第3次) 資料1-2 総合保健福祉計画(素案)抜粋 資料2 茨木市地域福祉計画(第4次) 茨木市社会福祉協議会地域福祉活動計画 (第3次)

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
司会	<p>こんにちは。</p> <p>本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、令和5年度第3回茨木市地域福祉推進分科会を開会させていただきます。</p> <p>本会議の議事進行は分科会長が行うこととなっております。津止会長よろしくお願いいたします。</p>
津止会長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日は第3回茨木市地域福祉分科会でございますので、これまで基本理念とか目的、骨格を議論してきた会議でしたけれども、ようやく素案という形で文案が出てまいりました。皆さん方の熱心な議論でより深めたものになればうれしいなど、そのように思っております。</p> <p>分科会の会議録は原則公開ということになりますので、ご了解いただきますようお願いいたします。</p> <p>会議録の作成をいたしますので、発言の際はマイクをお使いなりまして発言いただけますようお願いをいたします。</p> <p>それでは、本日の出席状況について、事務局からご報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>本日の委員の出席状況につきましてご報告いたします。</p> <p>委員総数10人のうち、ご出席は7人、ご欠席は3人です。過半数以上の出席をいただいておりますので、当審議会規則第8条第2項により、会議は成立いたしております。</p> <p>また本日は、2人の方が傍聴されていることをご報告いたします。</p>
津止会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではまず第1に、議題1、総合福祉計画素案について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局(肥塚)	<p>それでは、総合保健福祉計画のうちの第1編の素案につきましてご説明をいたします。</p> <p>資料1-1をご覧ください。</p> <p>本計画の基本は、現計画の流れを継承したものとなります。現計画で目指したものというのは、包括的な支援体制の実現でした。前回からさらに進んでいることと言いますと、地域のつながりの希薄化、それから孤立化、課題の複雑化、複合化というところが、前回よりさらに進んでいることと言えます。</p>

本計画でも、現計画を継承し、包括的な支援体制を推進し、地域共生社会の実現を目指すとともに、その手段の1つとして、重層的支援体制整備事業を進めてまいります。

加えて、今後さらに少子高齢化が進行し担い手の不足が生じること、現在の地域社会や支援体制の維持が困難になることが予想されますことから、持続可能性に配慮し、複雑化、複合化する多様な困り事に対して、解決に向けて包括的な支援体制で伴走すること。

また、市民や団体、事業者等がそれぞれに力を発揮しながら、主体的に協働して、相乗効果が生まれるよう、行政として支援することに特に留意して、保健福祉の各施策を推進していきます。

では、内容について項目ごとに概要の説明をいたします。まず目次をご覧ください。

本計画は、4つの章からなります。

第1章では、計画の策定の趣旨や法的根拠。

第2章では、本市の状況や将来推計についての数値データ等、包括的支援体制の整備状況。

第3章では、本計画の理念と基本目標、包括的支援体制をどのように進めていくかなどの本計画の基本方針を。

第4章では、本計画の推進体制についてお示しをしています。

3ページをお開きください。

ここでは計画策定の趣旨をお示ししております。総合保健福祉計画策定の目的は冒頭部分にありますように、保健福祉施策を総合的、体系的に推進し、市民福祉の向上をより効率的・効果的に図ることであり、平成24年3月に第1次の計画を策定いたしました。

6年間を計画の期間とし、令和5年度、今年度に今の計画が終了いたします。

現計画では、包括的な支援体制を実現するため、地区保健福祉センターの整備を進めるとともに、地域福祉計画、健康いばらき21・食育推進計画などの各分野別計画全てに共通の理念と基本目標を置き、その理念基本目標に基づいて様々な取組を実施してまいりました。

国におきましても、令和2年の社会福祉法改正によりまして、地域共生社会の実現に向けた、重層的支援体制整備事業の考え方が示され、その趣旨を踏まえた体制の構築を求めています。この重層的支援体制整備事業につきましても、後ほど改めてご説明いたします。

本市におきましても、市民、地域の団体や支援機関、行政、それぞれが役割分担を図りながら協力し、複雑化、複合化した課題を抱える方に寄り添い、課題の解決を目指していくことが重要と考えており、本計画は現計画の包括的支援体制の推進を継承し、全ての人が健やか

に支え合い暮らせる、みんなが主役の地域共生のまちづくりを目指します。加えて、持続可能を考慮したものいたします。

なお、最後の段落にありますとおり、本計画では、いのち支える自殺対策計画を分野別計画の1つと位置付けをいたします。

4ページに参ります。

ここでは、本計画の位置付けと法律根拠をお示ししています。

5ページの上の図でお示しをしていますとおり、本計画は本市のまちづくりの基本的な指針である、茨木市総合計画に基づくもので、図の左側の5分野の計画を包含した保健福祉の分野における総合的な計画になります。

本計画は2編からなり、第1編を総合保健福祉計画、第2編を分野別計画としています。

社会福祉法で地域福祉計画の位置付けとして規定されております、横断的な体制整備は、第1編の総合保健福祉計画に含めます。分野別の個別計画の内容につきましては、それぞれの分科会でお示しをいたします。

なお、4ページの下、アスタリスクのところにお示しをしておりますが、茨木市総合計画は令和7年度から新しい計画の期間が始まり、令和6年度から始まる本計画とは、開始時期が異なります。次期総合計画には、本計画の内容を踏まえて策定するようにいたしますが、令和8年度に本計画の中間見直しを行う際、改めて総合計画との整合性について確認するものいたします。

続いて6ページをお開きください。

「小学校」、「小学校区エリア」、「圏域」についてお示しをしております。

A3の資料1-2で、カラーでお示しをしておりますが、左の表にありますとおり、現計画で2から3の小学校区を1エリアとして14のエリア、2から3エリアを1圏域として、5圏域を設定しました。

本計画におきまして、このエリア、圏域自体に変更はありませんが、圏域を色分けしていた色の使い方を、現計画から変更をしています。といいますのも、こどもに関連する分野や事業で、本計画と同じ圏域に分けて施策を進めているのですが、色の分け方が本計画のところと違っております。本計画では、こども分野で使用している色の使い方を使うことにいたします。

現状、保健福祉の分野、本計画の分野では、圏域を特に色で分けて示している事業はありませんが、今後、色分けをして示す場合は、こども部分とそろえた新しい色分けで示していきたいと考えています。

続いて7ページです。

7ページは、計画の策定体制について、審議会分科会でご審議いただくこと、次の8ページでは、昨年10月に本計画を策定するにあたり、実施したアンケートの実施概要をお示ししております。

9ページは、1月の末頃に実施予定の本計画についてのパブリックコメントでの意見件数等についてお示しをする予定です。

続きまして10ページです。

10ページは、分野ごとの各計画の期間を表にまとめており、11ページでは、SDGsの17のゴール、目的と、そのうちの本計画に関連のあるものの掲載をしております。

12ページに移ります。

12ページの社会福祉協議会の位置付けにつきましては、市より柔軟性があり、ほかの機関より公益性が高く、地域福祉を推進する中核としての役割を担う社会福祉協議会と、市が連携協働して様々な取組を進めることで、地域共生社会をさらに推進していくことが可能であるとの考え方から、市と社会福祉協議会が同じ方向に向かい、それぞれの強みを生かしながら、相互に連携・協力することにより、より効果的・効率的な地域福祉の推進を目指しております。

13ページから第2章が始まります。

13ページからの第2章では、まず本市の保健福祉を取り巻く状況を、主に数値でお示しする予定です。具体的には次回の分科会でお示しをさせていただきます。

14ページから16ページは、前計画の理念に基づき整備を進めてきた包括的支援体制のこれまでの整備状況をお示ししています。6つの基本目標に基づく取組状況、評価、課題につきましては、各分野計画の中でお示しをし、ここでは理念に基づく整備を進めた3つの取組についてお示しをしています。

まず15ページ、(1)相談支援体制の拡充についてです。

先ほどの6ページで説明をいたしました、14エリアで、エリアごとに地域包括支援センター、いきいきネット相談支援センター、障害者相談センターを整備し、それぞれのエリアで専門職がチームとなって連携をし、世代や分野に捉われない、迅速、幅広い対応を行い、支援につなげてきました。

地区保健福祉部センターにつきましては、5圏域中、東、西、南、中央の4圏域に設置をし、残る北圏域についても設置に向けた準備に努めております。

北圏域の開設場所につきましては、前もって塩見委員からご質問をいただいております。

質問は「北圏域は他の医療圏域を合わせた面積よりも広く、また非

常に交通の便も悪い状況にあります。お住まいの方はほとんどが70代80代の高齢世帯です。自家用車がないと生活が困難な地域でもあります。そのような状況の中で、現在の整備の考え方はどのようなものでしょうか」というご質問をいただいております。

地区保健福祉センターにつきましては、身近な地域で相談できるということを想定しておりますが、センター事業を展開していく中で、地域に出て直接必要な支援をしていくアウトリーチ機能を充実させていくことが、センター事業を進める要になると考えており、いずれの保健福祉センターも、この点を踏まえた事業展開に努めております。

北圏域の保健福祉センターの開設場所につきましては、候補地が限られていること、また、委員ご指摘のとおり、圏域が広範囲であり、開設場所がどこであれ、利便性に課題があることなどから、アウトリーチ機能をより活用すべきであると考えております。

続きまして、16ページ、(3)ネットワークの再構築につきましては、健康福祉セーフティネットを活用しながら、ネットワークの機能の整理・統合について検討いたしました。引き続き、それぞれのネットワークの役割を整理し、連携しながら整備を図る必要があると考えております。

17ページ、18ページにつきましては、前回の分科会でお示ししました、本計画の理念、基本目標を整理しております。

1つだけ変更点は、基本目標6のリード文のところですが、最初の2行の社会保障の説明について、前回の健康医療分科会でアドバイスをいただき、文言を整理しまして、社会保険、社会福祉、公的扶助、保健医療・公衆衛生からなる社会保障について、といたしました。

事務局(山本)

第3節の包括的支援体制の推進以降につきましては、地域福祉課の山本が説明いたします。

19ページから21ページでは、本計画の理念を実現するため、引き続き包括的支援体制を推進することとすることを示しております。現計画で整備を進めてきました地区保健福祉センターの機能の充実を図り、世代や分野を問わない、保健と福祉に関する相談や地域づくりについて、地域住民をバックアップし、解決などに向けて支援するとともに、他機関・他職種で協働し、地域での生活や活動など様々な取組をバックアップすることで、地域における共創を推進します。

20ページをお開きください。

20ページには、地区保健福祉センターの機能としまして、保健機能、専門相談支援機能、住民が主体となる「予防と共生」に向けた支援の3つを重視した取組を行うことを記載しております。

青木委員から事前のご意見としまして、センターのイメージ化のた

めの他機関協働の取組につきまして、事例などの提示ということをご頂戴しております。

地区保健福祉センターでは、多職種が集い各種会議などを用いることによりまして、例えば8050問題といった問題に対しまして、1機関だけでは解決が図りにくいケースなどに対応しておるところでございます。

20ページ下段、(2)になりますけれども、地域共生社会という理念を実現する仕組みである包括的支援体制を構築するために、その手段としましての重層的支援体制整備事業を実施することを記載しております。

これまでの福祉制度は、障害、こども、高齢者という分野や困窮など生活上のリスクでの制度設計というのを進めてこられました。しかしながら、社会情勢や生活様式などの変化によりまして、1つの事案で、課題が複雑化・複合化しており、分野ごとでの対応が難しくなってきたところがございます。つながりの希薄化や地域での担い手の不足などの現状を踏まえまして、分野による縦割りを超えて、人と人のつながりによる住民が主体的に地域づくりを進め、地域共生社会を実現していく手段の1つとして、重層的支援体制整備事業が社会福祉法上にも位置付けられたところがございます。

これは市が実施主体となりまして、包括的相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援と、それらを円滑に進めていくための機能として、他機関協働とアウトリーチ等を通じた継続的支援、この5つを一体的に実施していくものでございます。

包括的相談支援は、介護保険法における地域包括支援センターの運営、障害の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における障害者相談支援事業、子ども・子育て支援法における利用者支援事業、生活困窮者自立支援法における自立相談支援事業が規定されております。

これ以外にも、保健師、各部署、CSW、民生委員・児童委員、福祉委員などの皆さんが、それぞれ相談を受けるという場面も想定されます。

要支援者の属性などに捉われず、包括的に相談を受け、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化し、単独による支援では解決が図りにくい場合につきましては、保健福祉センターが重層的支援体制整備事業の中心的役割という事業の他機関協働事業を担いまして、重層的支援会議又は支援会議などを用いて、課題のときほぐしや支援機関の役割分担を図り、ケース会議での方向性を出しているというところがございます。

今、私が説明しているのは、21ページもしくは、資料1-2の裏面をご覧くださいと思うのですが、中段の右側になりますアウトリーチといった継続的支援事業につきましては、複雑化・複合化の課題によって、必要な支援が届いていない医療支援者の方に、支援を届けることというのが求められますので、支援員を配置しまして、自ら支援につながる事が難しい方など、要支援者との関係性を構築して支援をしてみたいと思います。

中段の左側の参加支援事業につきましては、要支援者の中には、地域や社会との関係が希薄になっていて、社会参加に向けた支援が必要な場合もありますので、参加支援員を配置しまして、本人のニーズを支援者となり得る方に働きかけるとともに、住民同士の関係性を育む支援である地域づくり事業と連携した取組ができるように進めてまいります。

地域づくり事業につきましては、地域づくりに向けた支援として、介護保険法における地域介護予防活動実施支援事業、生活体制整備事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における地域活動支援センター事業、子ども・子育て支援法における地域子育て拠点支援事業、生活困窮者自立支援法における生活困窮者支援等のための地域づくり事業が規定されております。

規定されているもの以外に、様々な活動が地域で展開されていると認識しておりますので、それらを含めて地域における社会的孤立の発生や深刻化の防止ができるよう住民同士が支え合う関係性を育むほか、住民の方の興味や関心などから、地域の活性化につながる取組になるという事を目指してまいります。

これまでの各分野で実施していましたが既存の事業が、制度や予算での制約などで、もう少し支援ができたと感じられる部分があったかと推測しております。

この重層的支援体制整備事業で規定されております各事業が、相互に重なり合いながら主体的に実施することによりまして、協働がこれまで以上に機能しましたら、より支援の可能性が広がり、本人に寄り添って伴走する体制が構築していくものと考えております。

なお、今年度は南圏域で試行的に実施しておるところでございますが、令和6年度より、地域全体での事業実施を予定しております。

青木委員からもご意見としまして、地域づくり事業などにおけるコミュニティソーシャルワーカーの役割について、あと住民参加の視点から新しい協働の取組の提起というご意見を頂戴しております。

今しがたご覧いただきました、資料1-2の裏面のイメージ図では、ケースごとに求められる役割というのが異なっているというふうに

考えております。例えば、委員の言うケースでは相談ところにいる、例えば支援機関の方が、Bのケースでは地域づくりにも関わっているなどというところがございますが、地域づくりなどにおいても住民や支援家族の皆さんのご協力なしでは進められないと認識しております。

22ページと23ページをお開きください。

こちらには施策体系という項目を設定しております。基本目標に沿って、それぞれの計画でどのような取組をするかというのを示しております。空欄が多いのですが、次回の分科会のときに中を記載したものをお示しいたします。

続きまして24ページ、25ページをお開きください。

第4章としまして、計画の推進体制をお示しております。本計画は、年齢や属性に捉われず、性別や国籍などの多様性を認め合いながら、共に支え合い、助け合い、みんなが主役の地域共生のまちづくりを目指すものです。

アンケート調査などで、市民などのご意見を聞く機会を設けるとともに、審議会や分科会で進行状況等の報告をし、ご意見やご提案をいただきながら、PDCAサイクルで進行管理を行ってまいります。

長くなりましたが、第1編につきましての説明は、以上でございます。

津止会長

ありがとうございます。総合保健福祉計画第3次の素案を、事務局からご報告いただきました。

この第1議題の議論の到達目標のようなものを、親は審議会でするので、私達の分科会の中で結論を出すということはないのかもしれませんが、どういう水準まで持っていけばいいのでしょうか。報告を聞いて、各委員さんがご意見を出していくという水準でよろしいでしょうか。

事務局

はい、それでお願いいたします。

津止会長

私達分科会の親審議会の第3次の素案という形なので、事務局より報告をお聞きして、それに対する委員の皆さん方のご意見があれば伺う。今日この場で結論を出すということはないでしょうけれども、ぜひご意見をいただきたい、そのように思います。

事前のご質問については、今の報告の中でお答えしながらの報告だったと思いますので、それに付随してご意見があれば改めてお聞きしたいと思います。

じゃあ、皆さんよろしく申し上げます。

玉置委員どうぞ。

玉置委員

梅花女子大学の玉置でございます。

まず1点です。ご質問にもありましたけれども、北圏域ですね。やっぱり半分近くがこの地域になるということで、先ほどのご説明にもありました、アウトリーチをとということだったんですけども、それももちろん必要なことだと思うんですが、巡回拠点みたいなものを幾つか設けておいて、親になる地点から定期的に巡回するというような、そういったやり方はいかがかなというのは、1つ思います。

それから、あと重層的支援体制整備のところ、青木委員さんからもいろいろとご質問が出ましたが、それにも関係するところがございますけれども。住民活動も地域づくり事業も含んでくるというお話でしたけど、そこと重なったのかどうかですけども、例えばNPOなどが、こども食堂とかそういった取組をしているのもありますし、もっと広域的に福祉に限らず地域づくりをやって、例えば農業だとかいろいろやっておられたりもしますが、そういったところとの関わりはどのようになるのかなというふうにお伺いしたと思います。

とてもよくまとまった計画書ですけど、これは多分市民の人にも見ていただく、そういうことを考えるとちょっと味気ないかなと。何か所か空欄が大きいところがございまして、例えば、9ページとかですね。それから16ページの下の方とか、あと、もう1カ所、24ページの下のところ、冊子になるとレイアウトが変わるかもしれませんけれども。こういった空欄のところ、何か今こんなことやってますとか、例えばセンターだったらセンターの職員さんかセンター長さんが、こういうことをやっていきたいと思えますとかっていうようなコラムみたいなものをちょっと散りばめたりとか、活動紹介ですね。もちろん今は既存の福祉、社協の広報誌なんかもありますけれども、ああいうものから抜粋でもいいと思えますし、何か紹介記事を入れていったら、もうちょっと親しみやすいものになるんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

津止会長

はい、ありがとうございました。

本審議会でのご提案ということになるのですけれども、お答えできる範囲で、少しご意見が伺えたらと思えますけどどうですか。

事務局(澤田)

ありがとうございます。

北保健福祉センターですけども、おっしゃるとおり、かなり広い圏域になりますので、地区保健福祉センターは、今はどちらでつくるのがいいのかというところで、いろいろ検討しているところです。

まず圏域が広いというところで、ほかのセンターとは違ってちょっと機動力を持たせるというところで、車であったりとかバイクであったりとか、そういったものを考えつつ、まずセンターをつくった上で、

津止会長	<p>先生が今おっしゃられたような巡回拠点を持つのが必要なのかどうかというところは、まずセンターを開いてから、現場を回してみしてから考えたいと思っております。</p>
事務局(山本)	<p>はい、ありがとうございました。 あとはよろしいですか。 ご意見ありがとうございます。 重層的支援体制整備事業に係る質問があったかと思うんですけども、玉置委員がご指摘のとおり、NPO法人に限らず、福祉分野以外の連携ということにつきましても考えていく必要が当然あります。 国も、例えば農業との連携であるとか、例えば、後で出てきますけれども、更生保護という観点からの連携などにつきましても、様々な通達・通知という類も出ておりますので、そこも連携できる方法というのを模索しながら重層的支援体制整備事業、開始時点ではそんな大きいことから始められるかどうかというところは、現在未定でございますけれども、将来的には福祉分野以外という分野にも連携できる取組を進めてまいりたいと考えております。</p>
津止会長	<p>以上です。</p>
事務局(肥塚)	<p>はい、ありがとうございました。 あと、少し味気ないのではないかというご意見を先生からいただいております。おっしゃるとおりですが、今はまだ素案ということで、まだ体裁を整えておりません。 先生からのご提案のとおり、イラストだけではなく、その実際にやっている活動コラム的なものを入れると、もっと身近なものに感じることもできるかと思っておりますので、その辺少し考えていきたいと思っております。</p>
津止会長	<p>ありがとうございます。 素案が取れた段階では、もっと文章のボリュームアップがあるのかもしれないですね。そのとき、全体レイアウトもお考え、ご検討いただけたらありがたいなと思います。 いかがでしょうか。 ここの冒頭でもご発言いただきましたけども、私達の対象とするような生活問題が、随分複雑化・複合化する。蓋を開けてみれば、支援のサービス実施機関も随分と専門分化が進んで、やっぱりこの協力体制をしなければならないような現実的な課題があるのかなということを感じるばかりですよね。 同様の事業内容が世代を超えてとか、分野を超えてずっと存在してくるので、これらを統合して、それこそ重層的支援体制と言わねばならないような状況が、生まれているのかなというそんなことは実感し</p>

青木委員

ますね。

狭い意味での福祉というよりも、生活から全般ですものね。いかがでしょうか。

青木委員は質問いただいたんですけども、先ほどのご回答に、少しご意見があれば、いかがですか。よろしいですか。

私の事前質問にはご説明いただきました。全体を理解すると、この計画というのは、今まで行政サービスとか、住民との関係とかで支援の活動の行き届いてない方々に、さらにフォロー体制の個別支援の様々な取組をしようというのが、一番の重層的支援という言葉が示すようなそういうことかなと。こどもの福祉とか高齢者の福祉とかそういう点、区分けじゃじゃなくて、それ以外のもっと複雑で困難な課題に対して、今回自殺対策まで入ってきたということで、そういうところまで専門家のチームで支援を届けていこうという。

しかも相手方から来てもらうんじゃなくて、こちらから訪問、アウトリーチして支えていくと、それについて地域のコミュニティがどれだけ協力し役割を持てるかという、そういう計画かなというのが、今の印象です。

また、社協の活動計画も一体的にということにはなってるんですが、社協から見ると社協全体のことは書いてないわけで、これに伴う社協の場面というか活動場面で、社協はこうしますよということを書いてあるということかなと思うので、その辺の整理を、私も社協の役員として、社協としての取組を、社協の活動は社協で考えてくださいよという部分もあるのかなということで、社協全体の活動計画とそれから地区福祉委員会の地区ごとの行動計画を整理するのがまだできてないんですよ、実は。ということで、もっと社協の議論をしたいというのが1つと。社協って何って言われることが多々ありまして、機関誌を作って周知をしています。社協はこんなことやってるんだよ、というものとして、ぷらっとホームの11カ所目で、白川地区にル・リアンというのができてるんです。

それができた理由を聞いたら、目垣の地域が白川に入ったと、地区の移動があって玉島地区から白川に変わったので、その白川地区の高齢者の方とつながりを持とうということで、そこに作ったらいいですね。

元のお店、料理屋さんとか、そこを活用して、今、毎週1回ぐらいオープンされて、カフェみたいな集まれる場所を作っておられます。こういう常設拠点ができたっていうのは、他の市町村がやってないんですよ。茨木市社協の先進事例なので、これをもっと自慢してもっとPRして、これを次の計画で全地区に広げようということになってい4

ますので、ここまで来たよということを踏まえながら、次の6年間と
いうのをより目指していきたいなっていうことが1つと。

もう1つ、地域拠点、保健福祉センターが5カ所できると、私はこ
こが1つの活動拠点になると思っていました、中間エリアの拠点と
いうふうに。

例えばその福祉センターがある地元の地区福祉委員会が、その
センターを活動拠点に利用させてもらうということは、可能なのかど
うかをお聞きしたいんです。

相談室、会議室、多目的スペースがあるということかと思いますが、
研修したり何か作業したりとか、ボランティアカフェでもやるとかね、
そういうスペースはないですよ。ないと考えたほうがいいんですか
ね。

ないから、ここは地区福祉委員会のぷらっとホームにはならないよ
と、そういう理解でよろしいんでしょうか。

以上です。

津止会長

青木委員は社会福祉協議会の役員としてのお立場でのご参加ですの
で、この総合保健福祉計画の中で、社会福祉協議会の活動がどのよ
うに位置付けられて、アピールしようとしているのかというのが、少し
読みにくいっていう、そこのご提案ですけれども。

先ほどの地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に作っていく
ということになってきますので、だから行政が社協に、こんなのをやり
ますよというそういう側面と、この計画の中では、自分たち自身が発
信の主役になっていく立場ですので、ちょっと使い分け難しいのかな
とは思いますが。今のご意見で、少し補足することはありません
か、事務局あるいは、オブザーバーの社協から。

事務局(澤田)

ぷらっとホーム等々の活動拠点に、地区保健福祉センターがなり得
ないのかということについてです。

地区保健福祉センターは、事務所と相談室、あとはフリースペース
というところで、常設で皆さんにぷらっとホームとして来ていただ
けるような場所の確保は、なかなか難しい状況になっています。

あくまでも地域の福祉、保健、相談、そういったものの相談する拠
点というところで、ぷらっとホームという部分については、地域でそ
れぞれ頑張っていたきたいというところもありますので、その部
分を地区保健福祉センターの中でというのは、なかなか難しいのかな
と考えております。

津止会長

空間的な制約があるので、一概にこの機能をくまなく、ここで説明
するのはちょっと難しいかもしれませんが。機能的には先ほどの

オブザーバー (社会福祉協 議会 福永)	<p>説明いただきましたような相談支援センターを取りまとめた包括的な体制を作っていくんだというところでスタートしていますので。</p> <p>はいどうぞ。</p> <p>社会福祉協議会の福永です。</p> <p>今回また後ほど地域福祉活動計画の計画の部分の話があると思うんですけども、社協で出前型という形の中で、出前型の講座だったりとか、出前型の拠点づくりということも視野に入れています。</p> <p>地区保健福祉センターは、地域の支援情報が集まり、専門職の方もいて、そこからの情報も集まる場なので、そうした場で社協の活動を行うということは、新たな支援やつながりづくりができる可能性が十分あります。人づくりも含め、支援の場づくり機能としても、そのあたりはぷらっとホームの話がありましたけれども、活動の拠点として地区保健福祉センター、もちろん借りる立場になるのかもしれませんが、積極的に活用していきたいと考えております。</p>
津止会長	<p>実際の活動が始まって、本格的になってくると、いろんな提案もあるかもしれませんが、今のうちにアイデアを出し尽くしておいた方がいいのかなと思います。</p> <p>社会福祉協議会が他職種連携の中に身を置くということで、これまで伸ばせなかったウイングがもっと広がっていくのかもしれませんが、それは今後の活動を乞うご期待という、そういった思いで見していきたいなとは思いますがね。</p>
玉置委員	<p>あと、この分科会での地域福祉計画の素案の議論に入りたいなと思うんですけども構いませんか。</p> <p>ありますか。</p> <p>事務局にじゃなくて、委員同士で話をさせていただいてもよろしいですか。</p>
津止会長 玉置委員	<p>この議題の件ですね。</p> <p>この重層的支援体制の話です。</p> <p>指名させていただいてよろしいですか。境田委員さんにちょっと伺いたいんですけども。</p>
境田委員	<p>先ほども民生委員のお名前が出ておりましたけれども、民生委員協議会として、こういった重層的支援体制整備事業などについて、どのようにお考えになっているのか、あるいはどのようにコミットを今後されていくつもりなのか、そのあたりをちょっとお聞かせいただけたらと思います。</p> <p>災害時避難行動要支援者名簿というのが、東日本大震災が起こった後、国から市町村に作成の義務がかかるということで、私どもその名簿を預かっていたんですけども。これは対象者の同意確認ができて</p>

津止会長

ないってということで、具体的にその名簿を使った形での活動ができてなかったわけなのですけれども。今年の3月に同意確認を含めたアンケート調査を市の方でやっていただきまして、来年2月にその同意確認された名簿が、民生委員の手元に届くというような、そういうことで、障害者であったり精神障害をお持ちであった方とかも、平時の見守りなど、具体的な活動で関わられるかなと考えています。

今日は欠席者が少し多いので、少ないメンバーで今のようなやり取りがあったら、また議論が深まるのかなと思いました。

ありがとうございました。

次の議題の中で、またご提案いただけますでしょうか。じゃあ、分科会の本題にあります、第4次地域福祉計画、第3次地域福祉活動計画、この点での素案のご提案と、少し皆さんのご意見を伺う、その時間を作ってみたいと思います。よろしくお願いします。

事務局(長野)

よろしくお願ひいたします。今回は骨子案ということで項目だけを主に出しておりました。今回、文章を加えて素案としております。

次回11月に予定しております分科会が、最終回ということで、審議会にあげ、その後パブリックコメントにあげていくということを考えております。

内容的にも今回ボリュームアップしており、前回お示した資料の倍ぐらいのページ数になっておりますので、全ての説明を読み上げるだけでも、かなりの時間を要しますので、今回は私から市の取組と社協の取組を、まとめて説明させていただきたいと思っています。

その後、社協から補足ということでご発言いただきまして、委員の皆様からご意見をいただきたいというふうを考えております。

特に前計画からの見直し、変更した部分を中心に、ご説明ができたらと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、資料2、3ページからスタートをしております。

第1節、前計画の評価と課題ということで、今回は項目だけをお示ししていましたが、今回新たに総括としまして、地域福祉計画、地域福祉活動計画それぞれの文章を追加しております。やはり新型コロナウイルスの関係で様々な活動の制約の影響があったことと、大阪北部地震という大きな地震もあって、その中で出てきた様々な課題も踏まえてやっていくと。

前回、どうしてもマイナス面の話を中心になってしまうのもどうかというご意見もありましたので。今回こちらの計画の評価の中で、下から2段落目で記載をしておりますが、こういったことをきっかけとして地域福祉活動、見守り活動を工夫して継続するであるとか、修正の方法を見直して新たな活動方法を見出すなど、そういった中での地域

住民の再認識、活動、関係団体と連携が進んだ部分もあるという書き方をさせていただいています。

地域福祉活動計画、社協計画の部分につきましては、特に社協としましては、前回独自で計画を作っておられて、今の計画で初めて行政計画と一体的に策定したということで、その振り返りの部分を記載いただいているところです。特に同じ方向、同じ施策においてということで、それぞれの役割を明確にというようなことを記載いただいております。

続いて、4ページに行きますと、ここからは基本目標の取組ごとに、それぞれの総括をあげております。

前は基本目標ごとで大きくまとめて総括しておりましたが、もう少し細かな評価をというご意見もありましたので、各施策、取組ごとに課題等を記載しております。

ただ、趣旨そのものを大きく変えているものではありませんのと、主に次の計画についての議論ができたらと思っておりますので、今回この取組の課題等々についての細かく説明は省略をさせていただきたいと思っております。

評価と課題の部分でご意見がございましたら、もちろん頂戴できればと思っておりますので、説明につきましては17ページからしていきたいと思っております。

17ページからが第2節としまして、今回の新たな計画についての素案を中心に書いている部分になります。前回こちらも箇条書きでの項目を挙げておりましたが、今回改めて文章化をしております。

1つは、地域福祉計画策定の趣旨としましては、大きくは前計画から変えてはいませんけれども、ほかの分野別計画に横串を通す、ほかの分野別計画とは少し違った位置付けで作っていきますということと、これまでも議論をいただいております再犯防止に関する計画と、新たに成年後見制度利用促進計画についても、この地域福祉計画の中に位置付けて包含していくということをお伝えしております。

2番目の地域福祉活動計画につきましては、こちらは社協の計画の部分になりますので、先ほどの説明で、1編部分で推進体制の説明をいたしました。これは市の推進体制の部分でしたので、社協の推進体制としてここに記載をいただいておりますのと、社協の事業計画の基本方針として挙げておられる3つの柱、地域福祉委員会の活動支援、ボランティアセンター機能の充実、あと権利擁護支援体制の充実ということ、引き続き推進されるということと、先ほど少し青木委員からもお話がありましたけれども、社協の中でこの計画について検討等もしていただきながら、進行管理というのも連携しながら進めていき

ますということを書いていただいております。

一番下の3には、両計画の一体的策定の意義ということで、これまでどおりということになりますけれども、それぞれの役割で様々な担い手、参画を得ながら取組を展開する上では、行政で進めていくこと。あと、社協で、具体的に地域で展開をしていかれること。これらは同じ方向で進めていくことがより効果的であるということで、引き続き一体的に策定をしますという旨を書いております。

続いて18ページからは、主な取組といたしまして、先ほど1編のところでもありました、基本目標の1から6、それぞれに対して施策と主な取組ということで、順に書いております。

こちらも全ての説明の詳細は省きますけれども、基本的には、今の計画と施策、あるいは主な取組ということを大きくは変えておりません。

一番大きく変更したのは、後にまた説明をいたします、権利擁護の部分です。成年後見制度利用促進計画として位置付けるということに伴って、構成を大きく変えておりますので、そこは重点的に説明をさせていただきたいと思っております。

順番に項目を見ていきますと、基本目標1、お互いにつながり支え合えるにつきましては、施策1として、見守り体制・つなぎ機能の強化と挙げ、市の取組としましては、CSWによる相談支援の実施を引き続きいうことと。関連して健康福祉セーフティネットの推進。社協としましては、この健康福祉セーフティネットには参加をいただいているということもありますので、その中でのニーズ把握や見守り活動のつなぎに努める旨をお伝えいただいております。

施策2としましては、19ページに行きまして、地域福祉活動の推進ということで、こちらも変更はしておりません。

地域福祉活動の支援として、市としましては、特にこのアンケートの中でも、地域のつながりそのものがやはり前回よりもより深い関わりをされる方の割合が減ったというような結果が出ておりますので、一方で、地域の支え合い自体は必要というようなことでの認識としては、2段落目のところですが、とても必要、ある程度必要ということと合わせて85%ということで、やはり地域における希薄化というところが進んでいる中で、そういったつながりを基に、つないでいくということが必要だというような認識をしておられる市民の方が多いので、そこに向けての取組が必要です。

20ページに行きますと、ほかの取組としまして、福祉事業推進基金の活用、あと社会福祉法人の地域保健への指導助言を引き続き挙げております。

社協の取組としましては、ここで地区福祉委員会の活動推進といたしまして、この場でも様々なご議論いただいております、地区行動計画のことも含めて記載をいただいております。

達成目標としましては、令和4年度の段階で、11地区のところを、次のこの計画期間の中で改めて、全地区の策定を目指すという記載をいただいております、行動計画の策定を進める旨もこの項目の中に書いていただいております。この件につきましては、社協からも補足をいただきたいと思います。

塩見委員からご意見を頂戴しております、引き続きこの33地区の達成に向けて進めるということについては、もう少し強い気持ちを込めた文章を入れてもいいのではないかなというご意見を頂戴しております。

社協の取組として、ほかに地域福祉推進のための寄付等の理解促進や有効活用ということを挙げていただいております。

続いて、21ページの施策3につきましては、民生委員・児童委員の活動推進ということで、こちらも項目は引き続き変えずに空けております。

市の取組といたしましては、民生委員・児童委員活動の市民への普及啓発ということで、民生委員制度自体の周知そのものは、6年前のアンケートよりも少し割合が増えているという状況ですけれども。この間コロナ禍でなかなか顔を見て活動するということができにくかった状況もありますので、担当の民生委員さんには会ったことないというような回答も多く見られました。

このあたりについては引き続き支援が必要な方に、つながりやすくなる環境づくりを進めるという旨が書いております。それに関連して、民生委員・児童委員活動の支援、また担い手の確保というところを挙げております。

22ページに行きますと、社協としましては、社協の事業の中で民生委員と関わる機会もたくさんありますし、福祉委員を兼ねておられる方も多くおられますので、そういった中での連携のことを引き続き書いていただいております。

その下、施策4の更生保護の推進につきましては、この部分が茨木市再犯防止推進計画ということになります。

大きな項目は変えておりませんが、3番目、市の取組の③保護観察対象者に対する就労支援につきましては、これまでは市が就労の場を提供しますということでしたが、市で行っておりますスマイルオフィス雇用等だけではなく、協力雇用主も増えてきている状況もございますので、雇用主との連携も含めて就労支援を行う旨で記載をしております。

ます。

合わせて23ページの⑤矯正施設との連携につきましても、前回は触れましたが、本市には浪速少年院がございまして、連携をしながら、再犯防止の取組を進めるという旨をお伝えしております。

社協としましては、社会を明るくする運動という更生保護の周知啓発を行うこの運動の中に、構成団体としていただいておりますので引き続きその協力についての記載をいただいております。

続いて24ページに参りまして、こちらからが基本目標2になります。

この2につきましても、主に生活困窮者の自立に向けた支援ということ、地域福祉計画であげてございまして、項目そのものの大きな変更はございません。

本日は欠席されておられますが、有明委員からのご指摘をいただいていた市の取組の4番目、こどもの学習・生活支援事業については、この生活支援というところの重要性等々についてもご意見をいただきまして、生活支援を含めた記載に変えてございまして、もともと事業の正式名称がこちらになっていますので、次の計画からこのように変えたいと思っております。

25ページに、社協の取組としましては、生活困窮者自立支援事業との連携ということで、新たに出てきている課題としましては、コロナ禍で生活福祉資金の貸付について、多くの方に対応いただいたところですが、今度はその償還、返していくということが必要になってくる中で、返すことがなかなかできない世帯への支援が求められているということで、コロナ特例貸付フォローアップ事業を取組として挙げていただいております。

続いて26ページからは、基本目標3「憩える 参加できる 活躍できる」ということでの取組。こちらでも大きな取組そのものは変えておりませんが、主にこちらの項目では、社協が中心に地域で展開される取組を記載するような形になってございまして、施策(1)地域で活躍できる人材の育成につきましても、市としてはボランティア活動への支援ということで挙げてございまして、社協としては、地域福祉活動の担い手づくりということで、ボランティアで行われるコミュニティカフェである「ボラかふえ」という取組であるとか、そういった各地域での取組ということ、担い手づくりと共に進められる旨書いてございまして、今回のアンケートの結果の中で、ボランティアには参加をしたことがないと答えた方の中で、でも機会・きっかけがあれば参加をしたい、例えば友人とであればとか、できそうな活動があれば参加してみたいという方が、大体6割ぐらいおられたという結

果が出ていますので、その結果を踏まえて、27ページの②ボランティア活動の周知啓発のところに新たに追記いただいています。ボランティア活動の参加意欲がありながら、参加していない人に対してのPRというところの必要性について、取組について記載を新たにいただきました。

③の福祉教育の充実につきましては、引き続きの取組です。

続いて、施策(2)地域の交流・活動拠点づくりの推進ということで、こちらも市としては、引き続き地域福祉活動拠点の確保支援ということで項目を挙げておりまして、社協としては、これも先ほど少しお話が出ていました、ぷらっとホーム事業の推進についてこちらに記載されています。

1行目本文にございます、令和5年度に各地域でぷらっとホームに関するヒアリングということ、今、社協では実施をされているとお聞きしています。現在33地区あるうちの大体20ぐらい地区に、ヒアリングを済まされたとお聞きしておりまして、その中でやはり様々な拠点の考え方があるというようなお話をお聞きになっておられることを挙げていただいています。文章の中でも建物の設置ということだけではなく、先ほど出前型の拠点をという話も社協からありましたけれども、様々な形での活動の交流の場ということも含めて進めていきますということを、こちらでは記載をいただいております。

合わせて28ページには、新たに追加した項目として、そのぷらっとホーム以外の部分についても、1つの交流ということがやはりアンケートの中でも、交流がなければストレスを感じている方が多いというクロス集計もありましたので。そういった中で地域福祉活動に出ただけのような取組ということ、合わせて記載いただいています。

施策3の生活困窮者を通じた地域関係づくり、これも引き続き生活困窮者支援の中で、地域に出て行くということの取組について記載をしているもので、市としてはスマイルオフィス事業等々のこと、社協としては、そのバックアップ体制づくりということも挙げていただいています。

29ページに参りまして、基本目標「一人ひとりの権利が尊重される」、ここが今回新たに成年後見制度利用促進計画として位置付けるということで、記載を加えているところです。

ここにつきましては、項目は前回大きく説明はいたしましたけれども、今回は文章を追加しておりまして、市の取組といたしましては、権利擁護支援の地域ネットワークづくり、様々な機能を備えた中核機関ということの整備とあります。

社協の取組としましては、1番目の権利擁護支援の体制強化としま

して、認知症や障害により判断能力が十分でない人が、地域で自分らしく生活ができるよう、権利擁護支援の相談窓口として、（仮称）権利擁護センターを、令和6年度、来年度に開設をしますということを記載いただいております。

日常生活自立支援事業やボランティアセンター事業、地区福祉委員会の見守り活動なども活用した支援を含めて、専門職を含め様々な情報提供実施など、随時機能を拡充するという事でいただいております。

こちらにつきましても、塩見委員からご意見をいただいております。こういった相談先、身近な相談先というところは非常に重要であり、ぜひともこの権利擁護をセンターについての設置は進めていただきたいという旨のご意見をいただいております。

また2番目には、権利擁護センターの周知啓発ということも、社協の取組として挙げていただいております。

30ページに参りまして、施策2としまして成年後見制度利用の促進ということで、これも新たに施策の追記をしております。

市としては、従前の取組である市長申立てによる権利擁護、①については変わりませんが、②成年後見制度を利用することに対しての費用の助成については、これまでは障害分野と高齢分野それぞれに計画の中で記載がありましたけれども、このたび、利用促進計画になるにあたって、その文言について、こちらでも記載をしているような形になっています。

金銭的にその費用の負担がなかなかできなくて、成年後見制度の申立てそのものできないという方についての助成制度についての活用を記載しております。

社協の取組につきましては、日常生活自立支援事業という従前から成年後見制度に行く手前の金銭管理というところで関わっていただいている事業がありますので、その方々への状態が、例えばもし悪くなってしまったときには、制度に移行するその支援であるとか、そういった体制づくりについての記載をいただいております。

施策（3）の担い手育成の部分につきましては、現計画でもありません、市民後見人の養成を市の取組として挙げております。

この計画については、市民後見人の養成の数を増やしていくということ、これまで今の計画では挙げていましたけれども。その先が課題になっているということ、前回もお話したと思います。

市民後見人による受任が適当であるケースがあれば、市民後見人バンク登録者をお願いをして、市民後見人として活動いただきますが、そこに至らないままでも様々な研修を受けられて、この成年後見制度

についての知識を研修で得られた方々ですので、社協の取組の中で、そのバンク登録者との連携ということで、31ページに新たに挙げていますけれども、養成講座を修了された方の地域での活躍できる連携方法についての検討ということ、今回新たに挙げていただいております。

基本目標5が、32ページからになります。「情報を生かして 安全・安心に暮らせる」ということで挙げておりまして、項目そのものは大きく変えておりません。

アンケートの中では、6年前に比べてインターネットあるいはSNSで、情報入手をされる方の割合が増えてきていますので、今後ICTの活用ということが求められるという旨を記載しております。

社協の取組の中では広報の充実ということで、今回は先ほどの従前の広報に合わせて、画像を載せておりますけれども、令和3年度に社協が70周年を迎えるに当たって、その企画で公募されたマスコットキャラクターについて記載をしております。「アイちゃんとタスケくん」ということで、今も様々なイベント等々で活用されているというところですので、ここの部分の活用もしながら、活動への理解を進めますという旨をお伝えいただいております。

施策(2) 災害時における避難行動要支援者等に対する支援体制の充実ということで、こちらも市の取組としましては、ネットワークを通じた要配慮者の把握。先ほど境田委員の方からも、名簿の話がございましたけれども、いざ災害が起きたときに避難が必要、支援が必要という方について、同意いただいた方の名簿というのを、民生委員にお渡しをいたします。

34ページに記載がありますけれども、その名簿の対象になっている方に対して、個別の避難計画をとということも国の努力義務で挙げておられますので、今後その策定についても進めていくこととなります。

また、災害ボランティアセンター、災害が起きたときに社協が切に設置をお願いする災害ボランティアセンターとの連携ということの記載をしております。

社協としては、今の計画では災害ボランティアセンターの設置ということになっていましたが、このたび周知啓発というふうに、項目を変えられています。いざいざのときのシミュレーション訓練も含めて、ふだんからの災害ボランティアセンターの動きが取れるような取組、そういったところを進めていくような記載に変えております。

施策(3) 地域防犯活動の充実につきましては、引き続き今の取組を継続的に挙げているものです。

最後です。36ページには、基本目標6、持続可能な社会保障を推

進するというので、こちらは従前から挙げております生活保護制度の実施、主としては生活保護制度の適正実施、個別支援ということ。

社協としては、その連携として生活福祉資金の貸付であるとか、日常生活自立支援事業ということによる連携ということを挙げていただいております。

施策（２）社会福祉法人及び福祉サービス事業所等への適正な指導監査、これにつきましても引き続きの取組になりますが、ここに社協の取組がないのは、この項目につきましても社協も社会福祉法人の立場であることから、社協としての取組というのは記載をあえてしていません。

事前にいただいた質問の中で、玉置委員と青木委員からは、この計画に係る財源の話についての質問をいただいております。特にこの長期の計画になりますので、ここで挙げている事業の財源の確保であるとか、あと社協への財政補助についての考え方についてご質問いただいております。

この計画につきましても、毎年度市で立てます予算と、必ずもこの年度にこの金額を計上するということまで細かく記載をしているようなものではありませんので、この計画そのものが事業と全て合致するというものではないと考えています。

ただ、この計画に基づいた事業を毎年度予算計上していく中で、社協の事業のあり方であるとか、どういったことに取組んでいくのかということ、社協とも協議をしながら進めておりますので、そういった取組の中で、この計画に向けて進めていくという考えでおります。

非常に長くなってしまいましたけれども、市で社協の取組とともに、事務局からの説明は一旦これで済ませていただいて、少し社協から補足の説明をいただきます。

オブザーバー
（社会福祉協
議会 福永）

補足をさせていただきます。事前に塩見委員より、20ページの地区福祉委員会活動の推進①で、地区行動計画の策定を進めたいとの説明があるが、もっと意気込みある文章にしたほうがいいのかというご意見をいただいております。

地区福祉委員会もこのコロナ禍の中でも、様々な活動を創意工夫しながら進めています。また、毎年度、地区事業計画の中で、総会の総意を得て事業を展開しています。

ただ、やはり中長期的な目標があり、現状の活動を振り返ることも必要だと考えておりますし、その中で地区住民の声を計画に反映させ整理していくことも必要と考えています。

地域福祉はもちろん社協だけでは難しく、福祉委員会も含め様々な関係機関が一体となって進めていくことが大切だという思いを込め、

津止会長

この文章とさせていただきます。

何かご意見がございましたら伺いたいと思っております。

以上です。

そのほか補足するところはございません。またご質問ありましたら、お答えさせていただきたいと思っております。

はい、ありがとうございます。

行政計画と社協の活動計画を一体的に作成するという、前回のチャレンジを、今度も継続するというので、素案が出てきておりますけれども。

ご説明、ご報告いただいたように、新規の事業も幾つか組み込まれておりますので、従来事業と同時に今後新しく取り組んでいくと表明した事業についてのご意見を承りたいと思っております。どなたでも結構でございます。

どうぞ、玉置委員。

玉置委員

玉置でございます。

行政とそれから社協と分けて質問をさせていただきます。

岡村重夫という有名な先生がいらっしゃるのですが、この方が地域福祉は情報のネットワークでもあるというようなことを、主張でおっしゃっていたのを、何となく覚えていたんですが。

今回情報アクセシビリティの話が、最後に頑張ってくださいと宣言されていたのは、すごく心強いなと、32ページのことですよね。ICTを積極的に活用します、それから困難な方にも届けるように頑張りますと書いてあるのは、大変心強いなと思ったんですが。

13ページに戻っていただきまして、ここに残念なことが書いてあるのですね。認知度が低いことからと書いてあるのですね。市が実施している一部の事業について認知度が低いことからと書いてあるのですね。本当に残念で、このアンケート調査よりも低いところが軒並み数%ですね。

もちろん、SNSで広報することも大事なんですけど、やっぱり手続をしてもらったりするときに来てもらって、話をするというのも必要だと思うので、あえて申しますけれども。

その窓口の認知度を数%から、目標値として何%まで上げるのか。例えば10%まで上げると、10%では寂しいな、30%まで上げるとかという努力目標みたいなのを、現状のその数値も今回取っているわけですから挙げていただいて、これしか窓口が認知度がなくて、民生委員さんの10数%には全然かなわないと。だけどこれは行政として、やっぱりこれ取り組んでいくべきものだというので、認知度の目標値みたいなものを挙げてはどうかと。それはどこもやってませ

んから。茨木市だけじゃなくて、ほかもそうなんですよ、全部そうですよ。軒並み多分全国の窓口の認知度は低いと思うので、それに対するチャレンジを、今回やっていこうみたいなことはどうなのかなと提案させていただきたいと思います。

それからもう1つは、もちろん民生委員さんとの連携とか、それから校区との連携というのは、これはもう言うまでもないところなんですけど、残念なんですけど、隣にいらっしゃる長田委員さんの自治会連合会との連携についての記述が、ちょっと少ないんじゃないかなというふうに思いまして、僕が読み取れてないのかもしれないけれども、6ページのところに、地域福祉推進のための寄付等への理解促進と有効活用のところで、自治会加入率の低下も影響しというふうに書いてあるところだけみたいな気がするんですが、さっきの岡村重夫の一般コミュニティと福祉コミュニティ、福祉のネットワークと一般のネットワークです。一般のネットワークに一番近いイメージというのは、多分自治会連合会じゃないかなと、私は思ってるんですけども。やっぱりそこの連携をどう図っていくのかということも、先ほどの重層のところ載るのかどうか分かりませんが、少なくとも地域福祉計画を進めていく、活動計画を進めていく上で、やっぱりお金を集めてもらうだけじゃなくてですね、やっぱり福祉部会を持っていらっしゃる地区もあると思いますし、そういうところとのつながり。まして、今、会長さんは非常に熱心でいらっしゃるんで、そこのつながりをもうちょっと何か工夫していただきたいなというふうに思いましたというのが、まず行政への提言といいますか、意見というところです。

社協になのですけれども、

まず、さっきの青木委員さんのご意見も踏まえてなのですけれども、白川地区でぷらっとホーム、すばらしいのができたというようなご発言をいただきましたけれども、まだ全地区にできていません。反省の弁が述べられているわけです。もちろんそれは数が少ないのは、それは課題として捉えていかなきゃいけないんですけど、今これだけ頑張ってる地区がありますよというのは、確かだと思うんですよ。そこをどうアピールするのかっていうことも、1つ考えていただきたい。

先ほど、総合計画でコラムみたいな話をしましたけど。それこそ、白川だったりとか沢池だったりとか、地区名を出すのはあれですけど、そういうところでこれだけ頑張っていますというのを、この活動計画の中にも紹介していったらいいんじゃないかと。数を目指すだけじゃなくて、やっぱりそういう質の部分、そういうところもやっぱり大事にしていく。その地区の取組をやっぱりバックアップしていく、多くの人に知ってもらうっていう姿勢を持つことも、これも社協として必

要なことじゃないかなというふうに思います。

あと、27ページのところですけれども、ここで施策に地域の交流・活動拠点づくりの推進のところですね、地域福祉活動拠点の支援確保が市にも挙がっていて、社協もその下に今申し上げたぷらっとホームが挙がっていてというのがありますけれども。先ほど地区センターでは、活動拠点になるのか、ならないかの議論もありましたけれども、これがどうつながっているんですかね。市が積極的にバックアップして拠点づくりを手伝うので、そこで社協がぷらっとホーム事業をやっていますよという話なのか、その辺のつながりを補足してご説明いただけたらというふうに思います。

津止会長

ありがとうございました。

そうしたら、玉置委員からのご質問で、情報広報戦略みたいなものの質問と、活動拠点の整備ということを社協、市に挙がっているのだけれどもその関係はどうなんだという、そういったご質問だったと思うんですけど。自治会の位置付けみたいなものが、ほとんど見てないのだけれども、どうなんだという、そんなところのご質問ですけれども、どうですか。

事務局(肥塚)

たくさんのご意見ありがとうございます。

まず情報提供という場で、窓口での認知度とかが低いというところですね。確かに認知度は低いなという、アンケート結果からも出ておりますのでおっしゃるとおりかなと思います。今後、それをどこまでチャレンジ的におっしゃってくださっている部分ですけど、どのようにさせていただきさせていくのがいいのか検討していきたいなと思います。

情報の提供という場面では、やはり高齢者の方はすごく広報誌を見られている方が本当に多く、楽しみにしてくださっているというところもすごく多いので、何かその情報の提供というのは、もちろんICTを使った部分プラス広報などを使ったペーパー的な部分、アナログ的な部分も一緒にしながら提供を図っていきたいと思っております。

それから、自治会との連携は、どうなのかというところですね。確かに、自治会という言葉が、この基本方針の中にはあまり出てきてないんですけれども。民生委員さんや地区福祉委員さんは、自治会の役員を兼ねておられる方が多いというところもありまして、各地域においても、その地域で何か役割分担を、このことについては民生委員さんでお願いしますとか、この部分については地区福祉委員さんでお願いしますみたいな役割分担を、地域でされているところもあるのではないかなというふうに思っております。

どのような連携ができるかというのも、また検討をさせていただい

て、もちろん自治会の方々に日頃からもう既にお世話にはなっておりまして、いろんな場面でいろんな役割を果たしていただいておりますし、何か例えば先ほどの周知の話になりますけれども、情報をお伝えするのも、もちろん自治会を通じてご協力いただいておりますし、市政に関しては、すごくご協力をいただいておりますので、その辺をどのようにこの計画の中に落とし込めるか、書いていけるかというのは記載を含め、検討させていただきたいと思います。

それから、次の27ページの活動拠点の確保というところになりますけれども、こちらの27ページの主な取組（市）というふうに書いている部分につきましては、例えば市として、ぷらっとホーム以外でやっております、いきいき交流広場とか、あと多世代交流センター、もちろん老人クラブ、それからシニアプラザ、いろいろ活動拠点というのは、ぷらっとホーム以外にも、市としてやっているものがあります。

そういうものを市としては、今後も活動拠点として広げていきますよ、支えていきますよ、バックアップしていきますよという意味で、この上の部分、①の部分、地域活動拠点の確保支援というのは書かせていただいております。

先生がおっしゃっておられるのが、社協のぷらっとホームとのつながりというのはどういう感じですかということかなというふうに思うんですけれども、これはもちろん社協とも、今後社協のぷらっとホームに対する考え方というところを今整理していただいていると思いますので、そこら辺とどのように、市として関わっていくのがいいのかっていうのは、協議を重ねて連携をしていかなければいけないというふうに思っております。

社協の考えも、こちらも整理をして聞いて、それと一緒にどのように連携をしていけばいいのかというのを、検討していかないといけないというふうに思っております。

以上です。

はい、ありがとうございます。

そうしましたら、社協からお願いします。

確かにそのぷらっとホームについて、これだけやってるんだという啓発をすること。この計画は皆さんが見るものであり、PRも可能ですし、知っていただくいい機会とは考えております。ただ計画の全体的なバランスもあると思いますので、そのあたりは市と話をしながら検討していきたいと思っています。

自治会の話がありまして、確かに自治会の皆さんには、福祉委員会の中で参画いただいたり、様々な場面でご協力いただいております。地

津止会長

オブザーバー
（社会福祉協
議会 福永）

区のサロンを行うにも、例えば地域の掲示板を使う際に協力していただいたり、回覧版で回していただいて、それが本当に手に取って見えるものとなっていますので、自治会との連携は、社協としても貴重であり、自治会が大きな地域活動のための母体になっています。もちろん運営する資源に関しても賛助会員募集でも多くのご協力をいただいています。そういう部分も含めながらこの計画に載せさせていただいているというふうに考えております。

先ほど、白川ぷらっとホーム、ル・リアンという名前です。この10月にオープンしています。毎週水曜に実施していますので補足しておきます。

津止会長

ありがとうございます。

社協活動計画の中に、作業活動をアピールするそういうスペースがいいんじゃないのというご質問あったんですけども、それも検討材料でいいですか。

オブザーバー
(社会福祉協
議会 福永)
津止会長

そうですね。

検討させていただきます。

ありがとうございます。

今日の委員の皆さん方は、地域福祉計画及び活動計画の当事者のメンバーの皆様ばかりですので、うちの団体は、もう少しこんなことできるよ、あるいはこれ以上のことを書き込んでもらったら困るよと、いろいろご意見があるかと思えますけども。

では、長田委員、お願いいたします。

長田委員

長田です。

先ほど、ご指摘がありましたように、もうちょっと自治会連合会と連携を密にしたらどうかと。全く同感で、先生に言っていただくよりも、先に言いたかったぐらいだったんですが。今回のみならず、前回もそのように申し上げたかもしれませんが、ぜひ、お声がけいただいて、この計画の段階から、参加、参画させていただく、そういう意味で私が代表して出席させていただいていますので、持ち帰りましてそちらへは、伝達をしたいと思いますが、そういう方法のみならず、計画立案の段階から、市民文化部とつながっていただいて、それぞれ進め方においても、一緒になってやっているとという姿が必要なんではないかというふうに思ったりいたしております。

まだ、この段階は計画立案の段階でありますので、今から申し上げることは少し先のことを言い過ぎるかなという懸念もありますが、その計画の段階で、効果的であり実行力のある効力のある計画でありたいというふうに思いますので、そういう意味で1つ1つを十分検討と

いいですか、調整させていただけたらと。よって、なおのことこの計画の段階で、関係部門と連携を密にして進めさせていただくということが大事ななと思っている次第であります。

私は、茨木市へ出てまいりますと自治会連合会でございますが、地域へ帰りますと玉島地区の連合自治会、また自治会の長でもありまして、そういう立場、切り口で見させていただいてますと、ここへ来て、わー、すごいわと、ええ勉強させてもらってるわと、実はそんな実感であります。残念ながら、自治会長のところへすら下りていません。どこかで止まっています。相談ありません。調整ありません。やっぱりそれは私どもの小学校区だけでありたいと思うんですが、他の地区も同様であるとすれば、由々しき問題かなというふうに思いますので、あえてできるだけ感情論にならない程度に、お話をさせていただけたらと思います。

そういう意味で現場におりまして、福祉委員さん任せ、民生委員さん任せという事になっているのが、今日までの地域での活動ではないでしょうか。それをやっぱり一体となって、ますますこれから先行きのことを、今まではそれでよかったかもしれませんが、これらのことを考えますと一層連携を密にする。地域の総力を挙げて進めていく、実践していくということが大変重要ななというふうに思って聞かせていただきました。

前日も計画倒れに終わらんようにしましよやと、憎まれ口を叩いて終わらせてもらったのですが、そうしたらどうするのということで、やっぱり連携を密にして相談をしながらですね、私ども玉島地区の連合自治会からも、副会長以下福祉委員会には、たくさんの人に入らせていただいて、また民生委員もやっていただいていますので、決して全然誰も参画してないということではないんですが、この種の大事な計画は残念ながらそこまで止まりでなっていると、そして一緒に会議に出させていただいている者も、あまり問題意識を持たずに流れてしまっているというふうな実態がありますので、このあたりについては、地域であつても少し変えていく必要があるんじゃないかとあえて思いますので、今日もこのような発言をさせていただいております。

話を変えさせていただきます。地域からさらに見させていただきますと、今まではどちらかといいますと、社協だけしか見えてきませんでした。ここへ参りますと、福祉部が大変力を出して、いろんな計画も作っていただいているというふうなことがありますね。このあたりの責任分担、役割分担等々ですね、どうなっていくのかなというふうに実際地域で進めていくに当たっては、どちらがどういうふうに地域を指導していただくのか、地域で実践の役割を果たしていただくのかと

いうあたりが見えてきませんので、心配といいますか気になるというところでもあります。

次に、そういう意味で、南保健福祉センターとよく連携させていただいております。いろんな打ち合わせにも出ていただいております。積極的に地域へ飛び込もうと努力していただいております。そういう中でも、こういうことがうまく運ぶことができたらと思って聞かせていただいております。

次に、青木委員から先ほど目垣地区が白川へという話をさせていただきました。私も目垣はなと、白川にお世話になったらいいのにと、安威川という大きな隔たりがありまして、なかなか連携は必死になって、自治会長、自治会の役員さん含めて連携を密にいたしているつもりですが、いざとなったときにですね、安威川が隔たりになりまして、白川さんに助けていただかないかんということは、もう現実問題としてあるわけですから、そのようになればいいなと思っていましたら、福祉の関係でそういうふうにもう既に進めていただけるということなんです。青木さんがおっしゃっていただいたようなことが、鮮明になってまいりますと、この話がエスカレートしないように、うまく収めるといかなとそういう意味で、地域活動はまだ目垣は玉島連合自治会に入っておりますので、そのあたりをうまくですね、私どもも持ち帰りまして、うまく進める必要があるかなと、行政にとりましても、そういう過去の経過を踏まえてですね、うまく下ろしていただく必要があるのではないかなと気になりましたので、少し老婆心ながらですね、ご意見申し上げている次第でございます。

うまくまとめ上げたいと地域でも思いますので、ぜひご指導、ご鞭撻をお願いしたいと思った次第であります。よろしく申し上げます。

以上です。

はい、ありがとうございます。

今のご意見を聞きますと、やっぱり地域福祉計画と活動計画を一体的に策定していく意味みたいなものが、何かよく分かったような気がしました。

社会福祉協議会との付き合いしかできなかったんですけども、こうやって行政のメンバーと一緒に議論するっていうのをご発言いただいたんですけども。計画が計画倒れに終わらないで、効果的で何か実行力のあるものとして展開していくには、地域の隅々まで徹底させるような仕組みや努力が必要じゃないかという、そんなご意見だと思うんですけども。

計画の進行管理においてはですね、ぜひとも、今のご発言に引きつけられながら、お願いしたいなと思います。そのように思います。あ

津止会長

りがとうございました。

あと委員の皆さん、いかがですか。

はい、どうぞ。

玉置委員

あえて青木委員さんに質問させていただきます。

この計画書の中でね、やっぱり社協の取組というのが散りばめられてはいるけれども、全体的に社協として、組織としてどうするのかという課題があるというお話をされていまして。僕もちょっと日頃から感じていることがありますね、この地域福祉計画とか活動計画をこれを親計画に多分になってくるんだろうなど。

あと、これは福永課長に聞いたほうがいいのか分からないですけども、単年度の社協の事業計画がありますよね、予算配分をしたりして。この活動計画と言っていますけど、活動計画と単年度の計画でどうつながっているのかというのを、組織の中でどう考えるのかですね。

もちろん、連動していかなければいけないというのが、前にちょっと見せてもらったのを覚えているかな。ということは一言書いてあるんだけど、でも具体的な取組のつながりというのは、もう一つ僕にはちょっとよく見えないのですね。

これは青木委員さんに、ご意見を伺いたいんですけど、やっぱり市と連携して作る計画の下に、単年度の計画との間に社協としてどういうふう to 実施していくのかという実施計画みたいなものを、社協独自の計画として、もう一つ持ってなきゃいけないんじゃないかな。それがあれば、つながってくるのかなというふうに思ったんですけど、そんなイメージでいかがでしょうか。

青木委員

この計画を受けて、それぞれの年度ごとの社協の事業計画に、計画部分のことを書かないといけないんです。ところが、具体的事業は書いていますよ、ぷらっとホームとか、個別の。でも、計画の内容がほぼ載ってないんです、残念ながら。

何でかって言うと、社協の事業計画の策定委員会というものを、理事会があるので理事会で作ったらいよいよなものなんですけど、もともとはやっぱり策定委員会を作らないといけない。それが無いから作らないかなと思っているのですけれどね。社協が作ってないから、地区の行動計画もなかなか作れないですよ。

ということで、昔、計画を作り出した頃は、平成の頭の頃ですけどね、地域に行って住民懇談会を開いて、住民の声を聞いて、その校区が5年間に何をするかということを決めていったんです。一番最初に、寝屋川が作りました。その後、吹田が作ったんですけどね。

地域分析もするんです。この地区はこういう社会資源があって、こういう人たちがいて、こういう活動の施設があってとかね、やっぱり

地域を住民がやっぱり自分たちの地域として、自覚しないとイケないでしょう、認識しないと。そういう場を作りながら行動計画を作ったんですね。

でも、それが今はできてないですね。先生に事業計画の委員長でもしてもらって、どうかと思ったんですけど。

以上でございます。

津止会長

今の議論は、多分行政計画と活動計画を一体的に作ろうとした前提にかかることだと思うんですけども。そういう作業をしようと思えば、その行政あるいは社協で、どういう下準備をして、ここに提案するかという話になりますので、それぞれの分野のところですね、しっかり今のご意見に耳を傾けておく必要があるのかなと思います。

それを踏まえて、この分科会での議論が始まりますので、その前提のことについて、あれこれこの場で議論し始めてくると、ちょっとややこしい話になるので、少しこれまでにしたいと思います。

それぞれここに計画を提示する際には、それぞれの役割のところ、しっかり議論をもんでくるという、そこは多分問われているんだろうなと思います。

あとはいかがでしょうか。

どうぞ。

長田委員

この福祉計画を実践するにあたっては、やっぱり各地域で実施計画、実行計画がいるわけですね。これができあがらないと、地域においてこないわけですね。その地域のそれぞれの実施計画については、自治会に入っただき、各種団体の責任者、自治会長も入り、みんなが寄って、例えば私は玉島ですので玉島の実施計画ができあがっていくと、それが全市的に33カ所で、できあがっていくと。

それが11しかできてないよ、あと22をやらなあかんねんよというだけでは、いつまでたってもできませんので、やっぱりそれを短期に立ち上がるような、それこそ先生に委員長になっていただいてね、行政として指導性を発揮して、大事なこの計画ですので、また地域は待ちわびていますので。知っている人は知っているんですけど、知らない人は全然知らないというようなアンバランスさがありますので、平均的にこういうことが順調に進んでいくように、各地域で、それが立ち上がるように悠長なこと言うてんと早くやりましょうやと、お手伝いしますというのが本音なんですけど、そういう意味で、大至急ね、そのことをどうしたら立ち上げられるかというようなこともやっぱりご相談したいなというふうに感じました。

以上です。

津止会長

はい、ありがとうございました。

入交委員

今の延長での発言だったように思います。ほかの分野での課題はいかがでしょうか。

市民活動センターをやっているところですけども、皆さんとは少し違う視点になるかもしれませんが、私達が抱えているというか、一緒に活動している人たちは、市とか社協がこういうふうには計画を立てているとかいうこと以前に、身近に自分たちの社会課題を解決するために、自らも動いてらっしゃる団体さんたちをサポートしてるわけですね。ですから、今ここに書いてあるようなことを実際にもう解決するために動いているところがたくさんあるわけですよ。

それは地区がいろんなところにありますから、それこそ私もまだ来て何年か経ってないので、これからここでこういう活動をされている方がいる、この活動をもうちょっと広げていくためには自治会の方とかコミセンのところに行ってつなげることをすれば、もっと地域になじんでとかいうことが出てくると思うんです。

皆さん積極的に資金もないのに、手弁当で特に高齢者の孤立化とか、健康を維持するためにこんなことをしよう、あんなことをしようみたいなことで、いろいろされているのを私は見ながらこことこことはつないだらいいなみたいなことを、今活動をやっておられる団体や個人をつなげることをしていますが、こうやって計画のことを見ていると、実際にここの方とつないだらいいんだ、社協のこことつながったら、それがもっとよくなるみたいなことがありますので、この計画を立てていかれる中で、そういう活動をされているとか、志は高く持ってやっているけれども、もうちょっと行政とつながったらよりよい活動ができる方たちがたくさんいらっしゃるの、これはもうお手伝いができるかなと思っています。

津止会長

心強いご発言ですね。やっぱりこの計画中にエピソードとか、事例とかというのが入って豊かにしていく、そのことが人と人を結んで活動を深めていくような、この活動計画が生きたものになっていくような手立てになるのかなと思いました。実際そうですもんね、活動ありますからね。

青木委員

皆さん自分たちの活動を支え、実際に皆さんのためにやることももちろんただけれども、自分たちの知識を高めるとか、そういう活動もちゃんとされているので、もっとこんなことがしたいとかいう願いを、こちらが今度は有識者とつなげてとかいうこともさせていただきますので、私もアンテナを高くして、活動をやっておられる方という人の方とつなげなきゃいけないなと再認識いたしました、ありがとうございます

津止会長

はい、ありがとうございます。

塩見委員

あと、発言されてない、塩見委員。どうですか。

今日は事前に3点ほど質問させていただいて、それぞれ回答いただいたんですけども、私が住んでいる地域というのは、山にありまして、かなり高齢化が進んでいるということで、20歳以下の人が1人しかいない、そういうような村なのですけれども、実はその中で資料今日の中の1番ですね、最初の素案1で、地区保健福祉センターのことで質問をさせていただいたんですけども。

まず北圏域ということで、かなり広い地域だということで、ですから私達の地域では月1回必ず全員が集まって、地区福祉委員会の活動状況なり、民生委員のことなり、先ほど言いました地区福祉委員会、そういった全ての活動状況について報告して、こういうのに参加してほしいとか、そういういろんな話があるんですけども。例えばここに書いてある地区保健福祉センター、私はこの会議の中で内容は知っているんですけども、多分ほかのメンバーは、全く知らないと思うんですね。例えば、こういった地区保健福祉センターのことについても、また今度は拠点を実施するに当たりましては、それぞれの地区に対する説明とかいうのは、何かあるのでしょうか。その辺をまたお聞かせ願いたいと。

津止会長
事務局(澤田)

どうですか。

地区保健福祉センターですね、建てる前にどういった活動をするものであるのかという形と、地域の皆さんと一緒に協力をしながら、皆さんの活動を下支えしながら、健康と福祉の部分についていろいろとフォローしていきたいというような話であるとか、基本的には小学校区ごとのセーフティーネット会議には、地区の保健福祉センターは必ず参加させていただいていますので、そこでいろんな説明をさせていただく、ご理解いただけるように丁寧にお話をさせていただくような形を採っていくということになるというふうに考えております。現に今、東、南、西、中央の4カ所につきましては、それぞれ地区保健福祉センターを作る前から、地域の方との話を丁寧にさせていただいています。

津止会長

ありがとうございました。

あと、お一つ、二つ、ご意見を伺う時間はあると思います。

玉置委員。

玉置委員

この委員会に、いろんな団体の先生方来られて、もちろん民生委員さんとか、もう直でもつながっていかねばいけないところもありますし。これからもっともつなげていかねばいけない、お隣の長田委員さんあるいは入交委員さんのところとかいろいろあると思うんですけども。

塩見さんのところで人権擁護委員の方というのは、地域での人権相談をいろいろ受けてらっしゃるのですよね。例えばそれがいじめだったりとか、DVだったりとか、もちろんプライバシーの問題等いろいろあると思うんですけれども。やっぱり、例えば重層的支援体制のところの要援護者っていうところと、やっぱり重なってくるところも多々あるんじゃないかなというふうに拝察いたしますけれども。だからもっと人権擁護委員さんのいろんな情報といいますかね、そういったものも活動計画、あるいは地域福祉計画の中に生かさせていただくというようなことも考えてみようかなと思うんですが、その辺は塩見委員いかがですか。

塩見委員

地域の中でのそういう相談を受けるというよりも、あくまでも法務局の北大阪支局なんですけども、そこで相談を受けたりとか、大阪の本局のその相談とか、茨木市役所内での相談というのがメインになりまして、地域の中の相談というのは、なかなかそういう機会はないんですよね。ただそういういろんな私達が協力をしていくことについてはやぶさかでないので、協力していきたいと思っています。

津止会長

はい、ありがとうございます。

当初目途としてきた、3時半は大きく過ぎていたんですけども、遅くとも4時には終わっていききたいということで、お約束といった分科会でございます。いかがでしょうか。

この素案の段階での議論を基にして、「素」を抜いていく作業が次回の課題ですけれども、いろいろご意見出ました内容をさらに補強していただいて、それぞれの行政は行政で、社協は社協で、ここに計画の案として出すからにはですね、議論をちょっと深めていただいて、それを基にした議論を、私達の委員がご議論するという立場になりますので、ぜひ重視した議論をしっかりしていただいて、ご提案いただけたらありがたいなと思います。

それから、新規の事業も幾つか出ていましたけれども、どれが新規なのかちょっと指示しておいたほうが分かりよいかと思います。新規事業については特段の力を入れてご提案する内容でしょうし、それからレイアウトの検討、先ほど来、玉置委員からもご提案がありましたような、きちんと事例がよく分かるようなものがあればネットワークを組む可能性が大きい。それで化学反応を起こして、新しい地域福祉活動の起爆剤になっていくんじゃないかというご意見もいただきましたので、その辺の工夫もお願いをしたいなと、そんなふうに思っております。よろしいでしょうか。

ご意見がないようですので、ひとまず今日の分科会については、これでお開きにしたいと思います。

司会

どうもありがとうございました。マイクを事務局にお返します。
ありがとうございました。

今後の予定ですが、第4回地域福祉推進分科会は、11月24日金曜日、午後2時から開催したいと思います。場所につきましては、また、改めてご連絡いたします。

また、本日の会議録につきましては、事務局で会議録案を作成し、委員の皆様にお送りさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。

事務局からは以上です。本日はありがとうございました。